陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	
陳 情 の 要 旨	1. 公園施設の建蔽率の改正は、関連審議会の審議を行うこと。 2. 廃止手続き予定の公園施設は、一部のみの公表ではなく全てを公表すること。
陳情者の住所 及び氏名	神戸市灘区 坂 口 美 紀
送付委員会	建設防災委員会

神戸市会議長様

陳情者

住所:神戸市灘区

氏名:坂口 美紀

露話:



王子公園における神戸市都市公園条例の一部改正(第37号議案)に関する陳情

【陳情趣旨】

『王子公園の再整備に当たり、条例を改正する必要があるため。』という簡易な理由で、一方的 に認めさせる第37号議案に異議申し立てを致します。

第37号議案の内容の1項目目は『公園施設の設置基準における建蔽率の改正』と打ち出されていますが、『神戸市都市公園条例』の改定はしかるべき審議を経て上程されたのでしょうか。

王子公園再整備に関して 2023 年 10 月に『再整備に関連する都市計画の説明会』を実施し、 2024 年 1 月 23 日実施のが公園緑地審議会や、2024 年2月5日実施の都市計画審議会で 審議されてきた中で、建蔽率の改定はありません。

都市計画審議会では、『地区全体で一体性をもった土地利用、景観を誘導し、周辺環境と調和した魅力的な空間を創出するため、本案のとおり地区計画を決定するものである。』位置づけ、『建築物に関する事項』を明確にしていますが、建蔽率の関する事項はありません。と、建転率の改定には、少なくとも、都市計画審議会の審議が必要ではないでしょうか。

第37号議案の内容の 2 項目目は『有料公園施設の廃止』と打ち出されていますが、昨年の夏営業終了し解体工事も終了したプールの廃止を今回提議され、また陸上競技場は工事の詳細を明かされずに廃止予定を公表するのは整合性がとれていません。また、陸上補助競技場、バレーボールコートや相撲場がいずれ使用できなくなるのであれば、陸上競技場同様公表すべきではないでしょうか。

以上の理由から、以下の事項について陳情致します。

【陳情事項】

- 1.公園施設の建蔽率の改正は、関連審議会の審議が必要です。 を必うこと。
- 2. 公園施設の廃止は、一部ではなく全ての施設において公表すべきです。 へ すること。 廃止手続できたの